

宅地造成に関する工事の許可申請提出図書の一覧表

※(原本)については、正本に原本を添付のこと

繰じる 順番	申請図書(含む添付書類)	チェック	備 考
1	宅地造成に関する工事の 許可申請書		省令(施行規則)第4条別記様式2「宅地造成に関する工事の許可申請書」 造成主と申請者は同一人 その他必要な欄に造成工事の目的記入
2	委任状		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 代理人に委任する場合(連絡先電話番号記入)
3	設計者の資格に関する申告書		法第9条第2項 政令第16条に該当する場合 (高さが5Mを超える擁壁の設置又は、切盛面積が1,500㎡をこえる排水施設の設置) 市細則第2条第4号第1号様式 「設計者の資格に関する申告書」
	卒業証明書、資格証明書等		政令(施行令)第17条各号、省令(施行規則)第23条各号を参照のこと
4	地籍図 (公図、不動産登記法第14条地図 の写し)		市細則第2条第1号 申請の区域、公共施設の色分け (申請区域(黄)・道(赤)・水路(青)等) 転写場所、転写年月日、転写者氏名、捺印 転写後3ヶ月以内のもの
5	排水放流に関する書類		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 汚水、雨水その他地表水を排水するための水利組合等との協議報告書又は放流同意書 開発又は宅地造成完了地の場合不要(開発又は宅造の検査済証添付)
6	公共施設との境界明示		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 道路、河川、水路等の境界確定書の写し 開発又は宅地造成完了地の場合不要(開発又は宅造の検査済証添付)
7	公共施設の占用許可等		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 占用、形状変更許可等の写し
8	位置図(付近見取り図)		省令(施行規則)第4条第1項 1/2500以上の都市計画地図に区域を明確に記入 方位、縮尺、位置、形を明記
9	流量計算書 (排水流域図添付)		政令(施行令)第13条 市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 集水面積求積、申請区域外も検討 計画雨水量は合理式、 設計流速はマンニングの公式で計算
10	構造計算書		省令(施行規則)第4条第2項 政令(施行令)第7条 全高1m以上の擁壁等
11	現況写真		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 申請区域の全体がわかるもの 申請区域を朱線表示

繰じる 順番	申請図書(含む添付書類)	チェック	備 考
12	設 計 図		全ての図面には設計者氏名捺印をすること
	地 形 図 (現 況 図)		省令(施行規則)第4条第1項
	面 積 求 積 図		
	宅地の求積図		市細則第2条第2号
	切盛工事部分の求積図		市細則第2条第3号
	切盛工事部分の土量計算書		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類)
	宅 地 計 画 平 面 図		省令(施行規則)第4条第1項
	宅 地 縦 横 断 面 図		省令(施行規則)第4条第1項
	排 水 施 設 平 面 図		省令(施行規則)第4条第1項
	排 水 施 設 構 造 図		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類)
	放 流 先 水 路 等 構 造 図		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類)
	がけの断面図(のり面詳細図)		省令(施行規則)第4条第1項
擁壁の断面図(擁壁構造図)		省令(施行規則)第4条第1項	
擁壁の背面図(擁壁展開図)		省令(施行規則)第4条第1項	
13	そ の 他		
	防 災 計 画 書		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 防災上必要な場合、工事中の斜面崩壊・ 土砂の流失防止措置(防災計画平面図・構造図等)
	開 発 又 は 宅 造 検 査 済 証		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 開発又は宅地造成完了地の場合
	隣 接 地 の 造 成 協 力 同 意 書		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 申請に係る造成工事が、隣接地の造成協力が必要な場合、隣接地の土地の登記事項証明書と土地所有者の造成協力に対する同意書を添付
	擁 壁 の 水 抜 き 同 意 書		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 申請に係る造成工事において、隣地に接して擁壁を設置し、水抜き穴からの水が直接隣地に入る場合、隣接地の土地の登記事項証明書と土地所有者の水抜きに対する同意書を添付
	そ の 他 必 要 な 書 類		市細則第2条第5号(市長が必要と認める書類) 審査及び許可するにおいて、必要であると指示した書類